

[事案 2024-343] 契約解除取消等請求

・令和7年11月27日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除されたことを不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年5月31日から同年6月1日まで下痢症で検査入院したため、令和4年6月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、重大事由により契約が解除され、給付金は支払われず、過去に支払済みの給付金の返還を請求された。しかし、以下の理由により、解除の取消しおよび給付金の返還義務の不存在確認を求める。

- (1) 知人から、一度新型コロナウイルス感染症にかかると、保険の加入を断られる可能性がある旨を聞き、新型コロナウイルス感染症に罹患する前に入れるだけ保険に入ろうと思い、複数の保険に加入した。
- (2) 給付金を請求したのは、体調に問題が生じて入院をしたからであって、問題はないはずである。血便が数回出て、下痢が続くため、入院して検査をした。
- (3) 支払済みの給付金の返還を求めるのなら、給付金を支払う前に査定をするべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、加入後2年間で3回目の給付金請求を行ったこと等から、申立人の他社の保険の加入状況を確認したところ、令和3年8月から令和4年7月までの僅か1年間で、当社を含め5社5件の保険に加入し、入院一時金の合計額は160万円と高額であることが判明した。一般的に想定される入院費用と比較して過大である。
- (2) 申立人は、本契約の加入1か月前に手術を受けており、告知手続の前2年以内の健康診断において、肝機能について「要精査」と指示されていたが、これらを告知しなかった。
- (3) 申立人は下痢症の症状で検査入院をしたが、自宅が遠方という理由で入院をし、大腸内視鏡検査のみで具体的な治療はなく、検査結果ではポリープもなく異常はなく、本入院に医学的理由がないことが判明した。主治医は申立人に対し、下痢症状が持続するなら受診を継続するよう説明したが、申立人は退院以後同院を受診しなかった。
- (4) 以上のような申立人の当社との信頼を損ねる一連の行為は、約款上の重大事由に該当するものと判断し、契約解除を決定した。また、申立人の給付金請求は、約款上の支払事由に該当しないことから不支払とし、支払済みの給付金は解除事由発生日以降に生じた支払事由であるため返還請求することに決定した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の申込手続時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、本契約および他の保険会社の保険

の加入の状況・経緯・動機、申立人が支払う保険料の合計額、加入当時の申立人の生活状況および財産状態、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金の妥当性、申立人の病状および入院の必要性等についての医学的知見等を総合的に勘案して判断しなければならない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、証拠調手続を経る必要があるほか、当事者または第三者に対する文書提出命令または文書送付嘱託、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる。
- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難である。